

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会  
コンプライアンス規程

2023年6月7日制 定  
2025年9月1日最新改正

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会(以下「協会」という。)のコンプライアンスに係る必要な事項を定めることにより、協会の業務執行の公正性を確保し、もって協会に対する社会的信頼の維持・向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「コンプライアンス」とは、協会の業務並びに役員及び職員の職務の執行に際し、法令等を遵守し、社会からの要請に適合させることをいう。
- (2)「法令等」とは、法令又は行政上の通達・指針等(外国におけるものを含む。)、定款、協会の規程等、社員総会決議、理事会決議のほか、社会的規範や倫理等協会が定款第3条に定める目的を実現するために求められる様々な「規範」、「倫理」を含むものとする。
- (3)「協会の規程等」とは、協会の内部手続により制定する規程及び要綱、要領その他の内規をいう。
- (4)「役員」とは、協会の理事及び監事をいう。
- (5)「職員」とは、協会の指揮命令下において職務を執行する全ての者(派遣職員を含む。)をいう。

(役員及び職員の責務)

第3条 役員及び職員は、定款第3条に定める「目的」を達成するため、コンプライアンスの重要性を深く認識し、法令等を遵守するとともに職務を公正かつ誠実に執行しなければならない。

2 役員及び職員は、自らの業務の執行に当たり、以下の行為を行ってはならない。

なお、第2号、第3号、第4号、第6号及び第7号については、その職を退いた後も同様とする。

- (1) 公序良俗及び法令等に違反する行為
- (2) 他の役員及び職員に対する法令等に違反する行為の指示、命令、教唆、示唆又は強要
- (3) 他の役員及び職員が法令等に違反する行為を行うことの許可、承認、支援、幫助又は黙認
- (4) 他の役員及び職員若しくはその他の者からの依頼、請負又は強要により法令等に違反する行為を行うことへの承諾又はこれらの者との共謀
- (5) 反社会的勢力(暴力団や暴力団員、その準構成員、暴力団関係企業やこれらに準じ

る者)との一切の関係及び取引行為

(6)汚職や贈収賄その他の不適切な行為及びこれらを誘引する行為

(7)協会の事業への関与により知り得る関係者及び協会の機密情報を第三者に漏えいする行為

3 役員及び職員は、協会の規程等に従い、継続的にコンプライアンス研修を受けなければならない。

4 役員及び各部課長(以下「管理監督者」という。)は、率先垂範して服務規律の確保を図るとともに、監督責任を十分自覚し、所属職員に対する指導監督を怠ってはならない。

(通報)

第4条 役員及び職員は、他の役員及び職員が前条第2項各号に該当する行為等、コンプライアンスに抵触する行為を行っている若しくは行うおそれのあることを知った場合又は適切な措置を執らないためにコンプライアンスに違反する事態を招くおそれ(以下「コンプライアンス被疑事象」という。)が生じた場合は、速やかに協会に対してその事実を通報・相談(以下「通報等」という。)しなければならない。

2 協会は、前項の通報等を内部通報として受け付けるための内部通報受付窓口を設置する。

3 内部通報受付窓口への通報等への対応は、この規程に定めるほか、内部通報に係る要綱の定めに従うものとする。

(役員及び職員による違反行為への対処等)

第5条 役員及び職員についてコンプライアンス被疑事象が発覚したときは、協会等において調査を行い、協会は、調査結果を踏まえ、法令及び協会の定める規程等に基づき、適切に対処するとともに、厳正に扱うものとする。

(コンプライアンス委員会)

第6条 この規程の実効性を確保し、協会におけるコンプライアンスを推進する組織として、コンプライアンス委員会(以下「委員会」という。)を位置付ける。

2 委員会は、事務総長に対し、次に掲げる事務について必要な意見を述べ、又は助言等を行う。

(1) 秘密の漏えいその他の重大な規範違反に係る事実関係の確認等に関すること

(2) 規範違反の防止を図るための対応策、改善策等の検討に関すること

(3) 公正な調達を担保するためのルール等の検討に関すること

(4) コンプライアンス意識の向上その他良好な組織風土の形成を図るための各種施策の実施に関すること

(5) その他規範遵守、職務の公正性及び調達の透明性の確保に必要な事項の検討等に関すること

3 各部の長は委員会の指示等に基づき、各部におけるコンプライアンスの推進に係る業務を実施する。

(構成)

第7条 委員会は、8名以内の委員(委員長たる委員を含む。以下同じ。)をもって構成する。

2 委員は、別表のとおりとする。なお、専門的な知見を有する外部の委員を1名以上選任する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者又は専門的な知見を有する者の出席を求め、事実の報告を受け、また意見を徴することができる。

(委員長)

第8条 委員長は、総務担当事務次長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会議を招集し、主宰する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、総務部長が、その職務を代行する。

(会議の開催)

第9条 委員会の会議は年1回以上開催する。

2 委員会の会議は、委員長が招集し委員の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

第 10 条 委員会の会議の議決は、全会一致を原則とする。ただし、議論を尽くしても全会一致に至らない場合は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。

(庶務)

第 11 条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(所管)

第 12 条 この規程の所管は、総務部とする。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、事務総長の決定をもって行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2023 年 6 月 7 日から施行する。

(コンプライアンス委員会設置要綱の廃止)

2 コンプライアンス委員会設置要綱は廃止する。

附 則

この規程は、2023 年 12 月 1日から施行する。

附 則

この規程は、2025 年9月1日から施行する。

別表

|        |          |
|--------|----------|
| 委員長    | 総務担当事務次長 |
| 委員     | 総務部長     |
| 委員     | 財務部長     |
| 委員     | 推進戦略室長   |
| 委員(外部) | 弁護士      |